

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

令和5年（2023年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第6条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。
- (2) 第10条の2中「特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して、」を「当該世帯に特例対象被保険者等が属する旨の」に改め、同条に次の1項を加える。
 - 2 前項の届出書を提出するに当たつて、市長が必要と認めるときは、当該提出する者は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号の雇用保険受給資格者証又は同規則第19条第3項の雇用保険受給資格通知を提示しなければならない。
- (3) 第15条の2の2第1項中「20万円」を「22万円」に改める。
- (4) 第19条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に、「されている」を「なる」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第15条の2の2第1項並びに第19条第1項及び第3項の規定

は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を引き上げ、保険料の減額の対象となる納付義務者の範囲を拡大するほか、特例対象被保険者等の届出における添付書類の取扱いを改めるため、本案を提出する。